

(関係部課・事業所等にご回覧ください)

回覧					
----	--	--	--	--	--

平成30年度 下請法実務講座(追加開催)のご案内

下請法(下請代金支払遅延等防止法)については、公正取引委員会の指導件数が8年連続で過去最多を更新するなど、公正取引委員会及び中小企業庁において厳正な執行が行われています。

下請法違反による勧告を受けた場合には企業名が公表されるなど、企業として社会的な信用失墜にもつながりかねません。勧告に至らない事案でも、下請代金の減額など、下請事業者が被った不利益についてその返還などの原状回復の指導も行われておりますので、下請法違反を起こさないコンプライアンス体制作りが極めて重要になってくるといえます。

当協会では、毎年春に下請法の適用範囲、親事業者の義務・禁止行為など、下請法全般を理解していただくための「入門講座」を、秋には入門講座の復習に加え、より実務的な内容の「実務講座」をそれぞれ開催しておりますが、この度、皆様のご要望に応え、「下請法実務講座」を追加で開催することといたしました。

この追加の実務講座では、後半に質疑応答の時間を設けております。

日頃、下請法の適用範囲や解釈について、悩んだり、疑問を持つ場合があるかと思いますが、下請法の理解をより深めるために、この機会に是非ご参加ください。

なお、講座を受講され、ご希望の方には後日「受講証」を交付いたします。平成30年11月

開催日時・会場

東京会場 (定員100名)	12月10日(月) 13時00分～17時00分	日本教育会館 8階「第二会議室」 東京都千代田区一ツ橋2-6-2 電話 03-3230-2831
------------------	----------------------------	-----------------------------------------------------

【講座内容】

講 義 (13:00 ~ 16:00)

- 1 下請法をめぐる最新動向と下請法のポイント
- 2 下請法の適用範囲をめぐる問題点 ~間違いやすいポイントやグレーゾーン~
- 3 発注書面を出す上での留意点
- 4 11の禁止行為について、起こしやすい過ち ~発注から受領、下請代金の支払いまで~
- 5 下請法違反を犯さないためには
- 6 当局の調査の内容と調査を受けた場合の対応 ほか

質疑応答 (16:00 ~ 17:00)

【講師】

大東 泰雄 弁護士 (のぞみ総合法律事務所)

◆講義中の録音、録画はご遠慮いただきますようお願いいたします。

主催 公益財団法人 公正取引協会

〒107-0052 東京都港区赤坂1-4-1 (赤坂KSビル2階)

電話03(3585)1241

<http://www.koutori-kyokai.or.jp>

【受講料】（1名当たりの料金；資料代及び消費税を含みます。）

公正取引協会及び下請資料配付制度の会員 10,800円・一般 18,360円

- ・受講料は、お申込み受付後、当協会からお送りする請求書によりお支払いください。
- ・払込後の受講料の払戻しは致しかねますので、ご都合の悪い場合は代理出席をお願いいたします。
- ・開催日より7日前以降のキャンセルは、受講料のご負担をお願い致しますのでご了承ください。

＜お申込み・お問い合わせ先＞

[申込フォーム](#)よりお申込みいただくか、FAXにてお申込みください。

公益財団法人 公正取引協会 FAX 03-3585-1265

平成30年度下請法実務講座（追加開催）申込書

（〒 - ）
■住所

■会社名

■部 課 名

■受講者名

■電話番号

■e-mail

当協会から、今後、各種講座についてメールでのご案内を希望されない場合にはレ印をご記入ください。

注) ご提供いただいた個人情報は、当協会からの各種連絡・情報提供以外には使用いたしません。